

# 山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口学芸大学及び山口芸術短期大学（以下「本学」という。）の構成員が、ハラスメントにより人権が侵害されることがなく、また、他の人権を侵害することがない就学環境及び就労環境を確保することを目的として、全てのハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な対応をするための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令)

第2条 この規則に定めのない事項については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及びその他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「職員」とは、本学に勤務する全ての教員及びその他の職員をいい、契約職員を含む。
- (2)「管理職」とは、本学就業規則第2条第2項に規定する者をいう。
- (3)「学生」とは、学生及び大学院生等、本学において修学するすべての者をいう。
- (4)「ハラスメント」とは、職場内又は職場外において、相手の意に反する発言又は行動で、次のアからオに掲げるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメント

就労、修学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な言動等により、相手を不快にさせる不適切な発言又は行動をいう。

イ アカデミック・ハラスメント

職務上の地位又は権限等の優位性を不当に利用して、職員又は学生等に対し、適正な範囲を超えた教育研究上の不適切な発言又は行動をいう。

ウ パワー・ハラスメント

自らの地位、権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の就労意欲、就学意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な発言又は行動をいう。

エ マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産又は育児を理由として、就労意欲、就学意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な発言又は行動をいう。

オ その他のハラスメント

誹謗、中傷、飲酒の強要等により人権を侵害して、就労意欲、就学意欲及び教育研究環境を阻害又は悪化させる結果となる不適切な発言又は行動をいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学のハラスメントの防止に関し、総括する。

- 2 学長は、ハラスメントに起因する問題が発生したときは適切な措置を講じなければならない。

(管理職の責務)

第5条 管理職の任に当たる者は、本学のハラスメントの防止又は排除に努め、適切な措置を講じなければならない。

(職員及び学生の責務)

第6条 職員及び学生は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員は、この規程に基づく管理職の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除のため、第12条第1項の調査委員会の調査に協力しなければならない。

(ハラスメント防止対策委員会)

第7条 本学にハラスメントの防止及び対策を行うため、ハラスメント防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 2 対策委員会に関する事項は、別に定める。

(相談員)

第8条 本学に、ハラスメントに関する相談に応じるために、相談員を置く。

- 2 相談員は教員及び事務職員の中から若干名(半数以上は女性とする)とし、対策委員会が推薦し、学長が任命する。
- 3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任の残任期間とする。
- 4 学長は、相談員の氏名及び連絡先について、学内に公示するものとする。

(相談の受付)

第9条 相談員への相談は、面談、手紙又は電子メール等により受け付けるものとする。

- 2 相談者は、いずれの相談員に対しても相談できる。

(相談員の任務)

第10条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 相談員は、ハラスメントに関する相談に応じること。
- (2) 相談員は、相談があった事実、相談者の意向等を記録し、定期的に対策委員会に報告すること。ただし、相談内容が重大で改善措置が必要であると判断した場合は、直ちに、対策委員会に報告しなければならない。
- (3) 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合は学生課長に連絡すること。
- (4) 相談員は、虚偽の申し立てがあった場合には、その内容を対策委員会に報告すること。

(相談員の遵守事項)

第11条 相談員は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 相談者及び加害者とされる者の名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう慎重に対処すること。

(2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意すること。

(ハラスメント調査委員会)

第 12 条 対策委員会は、ハラスメントの事実関係について調査の必要性があると認められる場合は、学長に報告し、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

2 調査委員会に関する事項は、別に定める。

(守秘義務)

第 13 条 ハラスメント又はハラスメントに起因する問題への対応に当たっては、その業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならず、関係者の名誉やプライバシー保護について、特に配慮して慎重に行動しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第 14 条 学長及び管理職は、ハラスメントに関する相談、申立て及び調査への協力その他ハラスメントに関して対応をした職員及び学生に対して、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。ただし、虚偽を行った場合は、この限りではない。

(事務)

第 15 条 ハラスメントに関する事務は、学生部学生課において処理する。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントに関し必要な事項は、理事長の承認を得て学長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 キャンパス・セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策に関する規則（平成 19 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

3 この規則施行に伴い、廃止前のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策に関する規則に基づき選出された相談員においては、この規則の規定に基づき任命されたものとみなす。